

財政健全化に向けた今後の取り組みについて

財政健全化に向けて、平成 26 年度も引き続き、市議会、市民、関係団体と協議、調整を図りながら、以下のとおり取り組む予定である。

1 取り組み項目

(1) 市役所内部の取り組み

これまで同様、事務事業の総点検及び予算編成を通じた経費削減、指定管理者制度及び民間委託の推進等により内部事務の効率化を図るとともに、退職手当、地域手当、持家にかかる住居手当の削減等による人件費の削減、未収金対策の強化等による歳入の確保に取り組む。

(2) 事務事業の見直し

市に裁量のある事業のうち、引き続き検討を行うとした事業について、方針を決定する。

(3) 公有財産の有効活用

① 未活用地の積極的活用

土地開発公社から引き継ぐものを含め、未活用地の積極的な活用（売却・貸付等）を進める。

② 施設配置の適正化

関係各部の次長級職員等で構成する庁内検討会議を設置し、施設全体の基本方針、数値目標及び施設種別ごとの方向性等を検討していく。また、適正化検討対象施設として公表している 14 施設についても、各施設の具体的な検討を始める。

(4) 受益者負担の適正化

対象とする経費の範囲や負担割合の考え方等を定めた受益者負担の算定基準等を作成するとともに、各種手数料、使用料等の改定案の検討を進める。

2 計画等の策定

(1) 財政健全化推進方針（計画）等

平成 26 年度以降、継続的に取り組みを推進するため、財政健全化の取り組み全体の基本方針や目標、各取り組み項目の概要や目標額を示した財政健全化推進方針（計画）等を策定する。

（現行の行政改革実施計画は、平成 25 年度で終了するが、次期行政改革実施計画は策定せず、喫緊の課題である財政健全化に特化した方針（計画）等を策定する。）

(2) 施設配置適正化基本計画

施設配置の適正化に向けて、施設全体の基本方針、数値目標及び施設種別ごとの方向性を示した施設配置適正化基本計画を策定する。

3 取り組みの進め方

(1) 市議会との協議等

引き続き、財政健全化推進協議会等において市議会との協議を行うとともに、市民との意見交換会、関係団体との随時協議などを通じて市民、関係団体と協議していく。

(2) 財政健全化推進市民会議の設置

市民参画のもとに、取り組みの着実な推進を図るため、新たに財政健全化推進市民会議を設置し、継続的に協議を行う。（詳細は資料 3 参照）

設置時期：平成 26 年 3 月定例市議会に設置条例制定の議案を上程、平成 26 年 4 月設置予定

委員構成：10 名（学識経験者 2 名、関係団体等代表 4 名、公募市民 4 名、）を予定